

意見書案第6号

平成25年 6月20日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 小西秀延

賛成者

白老町議会議員 松田謙吾

白老町議会議員 前田博之

白老町議会議員 大淵紀夫

白老町議会議員 吉田和子

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

我が国にはB型肝炎 150 万人、C型肝炎 200 万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成 22 年 1 月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約 120 人も肝炎患者が亡くなっている。「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「C型肝炎救済特別措置法」という。）」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「B型肝炎特別措置法」という。）」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのはほんの一握りにすぎない。

また、母子感染ではないとの証明などができない B 型肝炎患者の大半には補償・救済の仕組みがない。肝炎治療費への十分な支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害による B 型・C 型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国においては、肝炎対策基本法に基づいて、B 型・C 型肝炎患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 肝炎対策基本法に基づき、B 型・C 型肝炎の患者に対して健康手帳や支援金を、これらの肝炎による死亡者に対して一時金を支給するなど、救済に必要な法整備、予算化を進め、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準の改善や、経済的負担の持続的な軽減を図ること。
- 2 「B 型肝炎特別措置法」については、母子手帳や予防接種台帳以外の記録や患者、

家族の証言、証明などにより集団予防接種が原因と見られる患者を幅広く救済できるよう、弾力的に運用すること。

- 3 「C型肝炎救済特別措置法」については、カルテ以外の記録や患者、家族の証言、証明などにより、特定血液製剤を使用した可能性のある患者を幅広く救済できるよう弾力的に運用すること。
- 4 治療薬、治療法の開発や治験の迅速化を図るとともに、肝炎ウイルス検査の徹底と診療体制の充実を進め、早期発見、早期治療につながる施策を充実させること。
- 5 B型・C型肝炎に対する偏見や差別の解消を図り、肝炎の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年 6月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山本浩平

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
法務大臣、厚生労働大臣